令和６年度（２０２４年度） 廿日市市市民活動ネットワーク登録団体

提案型連携事業

応募の手引き

１ 提案型連携事業とは

廿日市市を拠点として活動する市民活動団体が連携して、多様化する地域課題や社会的課題の解決や地域の特性を生かしたまちづくりに関する事業提案を募集するものです。連携することで、お互い他の団体の活動に興味を持ち、理解することにより、それぞれの得意分野を活かしたより良い活動が展開されることを目的としています。

※廿日市市協働によるまちづくり基本条例

廿日市市協働によるまちづくり推進計画

2 対象となる連携事業

廿日市市市民活動ネットワークに登録している団体が、自団体以外の団体（公共の団体も含む）と連携して取り組む事業を対象としています。

その内容は、

1. 提案する事業において、具体的な効果や成果が期待できること
2. 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働して実施することにより相乗効果が期待できること
3. 予算の見積が適正であること
4. 団体相互に信頼関係を構築し、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができること

が要求されます。

市から委託された事業などではなく、ボランティア活動や市内で実施される軽微な事業です。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

（１） 営利を目的とするもの

（２） 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

（３） 政治、宗教及び選挙活動に関わるもの

（４） 施設等の建設及び整備を目的とするもの

（５） 政策の提案（政策提案のための調査など）

（６） 学術的な研究事業

（７） 事業実施を伴わない調査

（８） 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント

（９） 国、県及びこれらの外郭団体から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの

（10） 公助良俗に反するもの

３ 支援する事業費の額

支援する事業費の額は、事業に要する経費のうち、３万円を限度とします。

４ 対象となる事業の経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費　目 | 対象となるもの |
| 消耗品費 | 事業に必な用紙・文具等の購入費等 |
| 謝礼 | 講師、指導者、専門家などへのお礼又は品物購入代金 |
| 交通費 | 講師や指導者などの移動に係る旅費 |
| 燃料費 | 事業に必要な草刈り機やチェンソー等の燃料等  ※自家用車等のガソリン代は除く |
| 印刷製本費 | チラシ、パンフレットの作成、資料等の複写・印刷費等 |
| 通信運搬費 | 郵便料（切手・はがき）、物品の宅配便等  ※団体の電話料金、インターネット通信代は除く。 |
| 保険料 | 講師、ボランティアスタッフ、事業参加者のための保険料 |
| その他 | 上記の対象経費以外で、得に必要と認める経費 |

５ 事業期間

提案を募集する期間　令和６年４月１日（月）から令和６年５月３１日（金）まで

事業期間は、当該年度の事業開始日から令和 ７年２月末日までとします。

６ 提出書類

別紙（事業提案書）を作成して市民活動センター受付に提出してください。

・提案型連携事業支援金交付申請書（様式第 1 号）　・提案型連携事業計画書（様式第2 号） ・提案型連携事業収支予算書（様式第３号） ・事業参加者名簿（任意様式）

（支援金交付決定後に提出する書類）

・提案型協働事業支援金交付請求書（様式第 5 号）

（事業実施後に提出する書類）

・提案型連携事業実績報告書（様式第 7 号） ・提案型連携事業収支決算書（様式第 8 号）

（その他随時）

・提案型連携事業変更（中止）申請書（様式第 6 号）

７ 審査・選考・協議・調整・決定など

提出して頂いた「事業提案書」を基に、提案者と指定管理者で協議を行います。審議調整のうえで実現可能と判断できれば順次採択していきます。採択決定後、市民活動センターのホームページや市民活動センター内の「お知らせコーナー」で公表します。

８ 実績報告

実施団体は、事業完了の日から３０日以内に提案型連携事業実績報告書、提案型連携事業収支決算書を指定管理者に提出していただきます。

９ 情報公開等

連携事業の提案及び事業の決定に係る提案グループ名、事業名、事業の目的などは、廿日市市市民活動センターホームページや「さくらdeファミリー」への掲載その他適当と認める方法により公表します。

10 その他問合せ

廿日市市市民活動センター指定管理者

㈱オオケン（センター１F受付）まで

郵便番号738-0014廿日市市住吉二丁目2番16号

TEL　0829－32－3741　　FAX　0829－32－3742

URL　http//www.hatnet.jp E-mail info@hatnet.jp